

中間報告の検討項目に対する条例案の反映状況について

資料5

中間報告の検討項目	盛り込むべき要素	条例案への反映状況
(1) 市民	市民の定義について	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (3) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者及び市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。 (4)～(6) 略</p>
	まちづくりの主体となる市民の権利、責務等に関すること	<p>(市民等の権利及び責務) 第6条 市民等は、まちづくりに参加することができる。 2 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの果たすべき役割を自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、それぞれが協力してまちづくりを担うように努めるものとする。 3 市民等は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。</p>
(2) 市民参加・協働	「まちづくり」を進める上での市民参加・協働の重要性	<p>(基本原則) 第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は次のとおりとする。 (1) 市民主体の原則 市民等及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加及び協働による市民主体のまちづくりを推進すること。 (2)～(3) (略)</p>
	市民参加・協働に対する市民及び行政の心構え	<p>(市民参加) 第13条 市民等及び市長等は、別に条例に定めるところにより、協働を基本に据えた市民参加の推進に努めなければならない。</p>
	将来にわたって、市民参加・協働によるまちづくりを続けていくための市民と行政の責務等	<p>(協働) 第14条 市民等は、公共的な目的のために自主的に行う市民活動に取り組むことができる。 2 市民等と市長等は、ともに協働の推進に努めるものとする。 3 市長等は、協働の推進及び市民活動の促進に当たり、市民等への情報提供、相談機会の確保及び人材育成等の支援に努めなければならない。この場合において、市民等の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。</p>
(3) 地域コミュニティ	地域コミュニティの在り方	<p>(基本原則) 第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 地域主体の原則 市民等及び市が、地域のつながり及び特性を生かした地域主体のまちづくりを推進すること。 (3) (略)</p>
	地域コミュニティに対する市民のかかわり方	<p>(地域主体のまちづくり) 第15条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に地域における活動に参加するとともに、互いに協力しながら地域における課題の解決に取り組むよう努めるものとする。</p>
	地域コミュニティを支援する行政の取組の在り方	<p>2 地域における活動を担う団体等は、地域の特性を生かした多様なまちづくりを推進するよう努めるものとする。 3 市長等は、地域における活動の促進を図るため、情報提供、相談機会の確保及び人材の育成等の支援に努めなければならない。この場合において、当該支援は地域の特性並びに自主性及び自立性を損なうものであってはならない。</p>

(4) 情報提供・ 個人情報保護制度	市が保有する情報の提供の仕方について	(情報提供) 第10条 市は、市民等がまちづくりに参加するに当たり、必要な情報を分かりやすく提供しよう努めるものとする。
	情報を知る権利について	(情報公開) 第11条 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。
	個人情報保護について	(個人情報保護) 第12条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。
(5) 行政手続	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ること	(基本原則) 第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は、次のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 健全な市政運営の原則 市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。
	市民の権利や利益を保護するための行政運営の在り方	(行政手続) 第16条 市長等は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにすることにより、市政における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。
(6) 行政と議会	議会の役割について	(議会の責務) 第7条～議会との調整が必要
	行政(首長、執行機関、職員等)の責務について	(市長等の責務) 第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。 2 市長等は市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては説明責任を果たさなければならない。 3 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。 (職員の責務) 第9条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。
(7) 法令遵守	法令遵守と行政活動の関係の在り方	(公正な職務の執行の確保) 第17条 市長等及び職員は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、別に条例で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
	市民にとっての法令遵守の考え方 (※意見が分かれたもの)	—
(8) 行財政改革	施策評価、行政評価等を活用した効果的な仕組みの構築	(計画的な市政運営) 第19条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、旭川市総合計画を策定するとともに、進捗管理を行い、その状況を公表しなければならない。 2 市長は、市政運営を持続的に維持し、及び発展させるため、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
	不断の行財政改革による組織のスリム化と健全な自治の運営	(行政改革) 第20条 市長等は、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織を編成するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。 2 市長等は、社会経済情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、事業や組織の見直しなど、行政改革の推進に取り組まなければならない。
	行政サービスの向上	